

議会運営委員会諮問事項について

【諮問事項一覧】

No.	要 旨	提案会派
2	陳情の参考送付について 提案理由 板橋区議会では、区政に関わる内容とはほど遠く、審査・審議することが極めて困難な陳情も散見されており、実際に審査・審議を行わず、審議未了とする状況も起きている。本来は区政に深く関係している内容や区民からの陳情を第一義的に審査・審議することが求められていると考えるが、ほとんどすべての陳情を受理し審査・審議している状況では、議会や理事者側の負担も大きくなっている。一方で、他区の陳情の取扱いを見てみると、様々な取扱いとなっている。例を挙げると、陳情を付託せずに議員への参考送付にとどめる取扱いや区民以外から提出された陳情は付託しない取扱いをしている区がいくつか存在している。 そこで、陳情の参考送付について、他区の状況を調査し、板橋区議会においての有用性や可否を検討すべきであると考え。	継続協議中
		自民党
3	討論のあり方について 提案理由 1. 板橋区議会では委員会制を導入しており、概ね委員会に所属する議員が審査・審議し、本会議において討論を行っている。委員会に所属せず本会議で討論を行うことを否定するものではないが、当該委員会の議案や陳情の審査・審議に対して十分な理解を有しない状態で討論を行うことにならないようにすべきと考える。 2. 一般質問や総括質問等においては時間制がとられているが、討論においては時間制限がなく、何時間でも討論が可能となる状態が許されている。また委員会での質疑時間は一人 20 分を基調としていることから討論時間についても調整すべきと考える。	継続協議中
		自民党

No.	要 旨	提案会派
4	意見書等の提出に関する陳情の取り扱いについて 提案理由 意見書等の提出を求める陳情は、各常任委員会に付託して審査しているため、賛成多数で採択となる場合があるが、全会一致ではない場合があるため、意見書等を提出することができない場合がある。そのため、議会としての道義的責任が生じると考える。また、4人会派等、所属していない委員会で全会一致の採決となった場合、該当する会派は、委員会終了後、作成された意見書を案文で確認している。 以上の課題を解決するため、意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図れるように、議会運営委員会への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論することを提案する。	
		継続協議中 公明党

【検討が終了した諮問事項】

No.	要 旨	提案会派	結 論
1	本会議場や委員会室の Wi-Fi 等の環境整備について 提案理由 令和5年第2回定例会より、本会議場や委員会室へのタブレットやパソコン、携帯電話の持込みが可能となりました。今後は、本会議場や委員会室の Wi-Fi 環境整備と電源確保も含めて必要であるとの認識から環境整備を提案する。	公明党	【令和5年12月7日決定】 議会のICT化については、改めて機会を捉えて協議することとし、検討終了。